



国や県、

町からの負担金など、

いろい

支払っている分 (一部負担金) のほか

国保や健康保険などからの拠出金

ろな人たちの協力によってまかなわれ

ています。(グラフ2)

減少しています。(グラフ1)から75歳に引き上げられたことにより人保健法の改正により対象年齢が70歳老人医療受給者は、平成14年度の老

老人医療費は、医療機関で皆さんが協力でまかなわれています老人医療費は

グラフ2 老人医療費の動向 ■ 費用額 → 1人当たり費用額 (億円) (万円) 8.00 66 65.00 7.90 64 7.80 63.30 62 7.70 58.99 7.60 60 7.94 59.75 57.69 7.50 58 7.64 7.40 7.60 7.65 56 7 45 7.30 54 7.20 H 13 H 14 H 15 H 16 H 17(年度)

老人保健(75歳以上)の負担割合

医療機関にかかったとき

高齢受給者に該当している方は、医療機関の窓口に保険証と医療受給者証の2つを提示すると、医療費の1割もしくは3割の自己負担となります。

入院等の場合の限度額は次のとおりです。

区分	負担割合	自己負担限度額		
	貝22刮口	外 来(個人単位)	外 来 + 入 院(世帯単位)	
現役並み所得者	3割	44,400円	80,100円 + 医療費が267,000円を超えた 場合は、その超えた分の1%を加算	
一 般	1割	12,000円	44,400円	
低所得	1割	8,000円	24,600円	
低所得	1割	8,000円	15,000円	

入院時食事療養費

	区分	1 食あたりの負担額				
現役並み	所得者および一般	260円				
低所得	海土40ヶ日の入院日数	90日まで	210円			
	過去12ヶ月の入院日数	91日以降	160円			
低所得			100円			



低所得・ に該当している方は、住民課年金保険係に申請すると、「限度額適用・標準 負担額減額認定証」が交付されますので、医療機関に提示してください。

お問い合わせ 住民課 🗗 (84)1965